

# 北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

**投票日 4月9日(日)**

任期満了に伴う北海道知事および北海道議会議員選挙が、4月9日に行われます。

**投票するには**

選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。ただし、選挙人名簿に登録されていても、選挙の期日の前日(4月8日)までに道外に転出した場合は、投票することができません。選挙人名簿の登録・抹消要件は、下段の表のとおりです。

●仕事または旅行などで投票日に投票所に行けない方は期日前投票をご利用ください。

**【期日前投票ができる期間】**  
 ・知事選挙  
 3月24日(金)～  
 4月8日(土)

・道議選挙  
 4月1日(土)～  
 4月8日(土)

※4月1日(土)以降に期日前投票を行うと、知事選挙と道議選挙の投票を一度に済ませることができません。

**【期日前投票の場所と時間】**

○役場2階第1会議室

午前8時30分～午後8時

※身体の不自由な方や高齢者の方は職員玄関(八雲小学校体育館側)から入り、エレベーターをご利用願います。

○熊石総合支所

午前8時30分～午後6時

※閉鎖時刻を午後8時から繰り上げています。

○落部支所

午前8時30分～午後5時

○八雲町公民館

午前8時30分～午後6時

**◎最近転入された方**

令和4年12月31日以降に道内の他の市区町村から転入された方は、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されています。投票する方法は、次のとおりです。

①転入前の市区町村選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、八雲町の選挙管理委員会に不在者投票

用紙等

②期日前投票ができる期間内に、転入前の市区町村の期日前投票所で投票

③投票日当日、転入前の市区町村の投票所で投票

※①の場合は請求の際に、②および③の場合は投票の際に「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要になります。

この証明書は、各市区町村の戸籍窓口で交付を受けることができます。

●不在者投票について  
**【不在者投票ができる方】**  
 八雲町の選挙人名簿に登録されている方で、次に該当する方です。

①長期出張などで他の市区町村に滞在している方

②不在者投票を行うことができる施設に入院(入所)されている方

※町内で不在者投票を行うことができる施設は、次のとおりです。

八雲総合病院・熊石国保病院・厚生園・くまいし荘・コミュニティホーム八雲・ケアハウスひまわり・なのはな

**【不在者投票の請求方法】**

①長期出張などで他の市区町村に滞在している方は、八雲町選挙管理委員会に投票用紙等の請求手続きを行って

ください。

②不在者投票を行うことができる施設に入院(入所)されている方は、入院(入所)している施設の施設長に申し出てください。

※不在者投票の請求は、告示日前でも行えますので、お早めに手続きをお願いいたします。

●投票入場券について  
**【配達予定日】**

投票入場券は、3月30日と3月31日の2日間で配達される予定です。投票入場券を紛失等した場合でも投票することができません。

**【投票入場券の裏面をご利用ください】**  
 投票入場券の裏面に期日前投票宣誓書(不在者投票宣誓書兼請求書)を印刷していただきます。事前に記入し、期日前投票所に持参いただくと、スムーズに期日前投票を済ませることができます。

また、不在者投票の請求は所定の用紙のほか、投票入場券の裏面を利用して請求することができます。

**選挙の期日および選挙人名簿登録・抹消要件表**

選挙の種類	告示日	選挙の期日(投票日)	選挙人名簿登録・抹消要件		
			年齢要件(登録) 満18歳以上 (選挙の期日現在)	住所要件(登録および抹消)	
				登録(転入届出日)	抹消(住所異動日)
北海道知事 (登録日3月22日)	3月23日(木)	4月9日(日)	平成17年4月10日以前に生まれた方	令和4年12月22日以前に転入届出をした方	令和4年12月8日以前に転出した方(選挙の期日において転出して4ヵ月を経過するに至った方)
北海道議会議員 (登録日3月30日)	3月31日(金)			令和4年12月30日以前に転入届出をした方	